

輪島市監査公表第36号

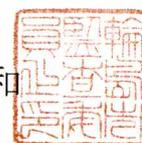
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年2月18日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成31年1月23日（水） 防災対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○防災対策課は、緊急情報を市民に速やかに伝達する防災行政無線整備に取り組んでいる。また、スマートフォンや携帯電話でのメール配信の普及も行っている。しかしながら、利用者の登録が伸び悩んでいると伺った。市民の生命・財産を守るためにもその周知・普及に取り組んでいただきたい。

○能登半島地震から10年を経過し、震災の経験者も順次退職している。能登半島地震が風化しないよう、マニュアル等を再点検し防災訓練等で確認作業を行って適確に整備していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。